

施設入所サービス

(介護予防)短期入所療養介護サービス

重要事項説明書

契約書

2026 年 6 月 1 日改定

医療法人社団福寿会

介護老人保健施設はくちょう

入所療養介護 (介護予防) 短期入所療養介護 重要事項説明書

利用者に対する施設サービス提供開始にあたり、介護保険法等関係諸法令に基づいて当事業者より以下の内容を説明いたします。

1. 事業者

事業者の名称 医療法人社団福寿会
 法人所在地 東京都足立区梅田七丁目32番6号
 法人種別 医療法人社団
 代表者氏名 福岡 靖介
 電話番号 03-5681-0336
 FAX番号 03-5681-8080

2. 事業所

施設の名称 介護老人保健施設はくちょう
 施設の所在地 東京都北区田端三丁目18番24号
 施設長 浦上 高弘
 電話番号 03-3827-1020
 FAX番号 03-3827-1029

3. 施設内事業

事業種別	指定年月日	指定番号	ご利用定数
介護老人保健施設	H25.4.1	第 1351780034 号	100 人
(介護予防)短期入所療養介護	H25.4.1	第 1351780034 号	
通所リハビリテーション	H25.4.1	第 1351780034 号	50 人
介護予防通所リハビリテーション	H25.4.1	第 1351780034 号	
(介護予防)訪問リハビリテーション	R7.1.1	第 1351780034 号	

4. 事業目的と運営方針

事業目的	要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことを目的とする。
運営方針	1. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供をします。 2. 地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者、並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。

5. 施設の概要

敷地面積・建物構造 1661.00㎡ 鉄筋コンクリート造り4階建て(耐火建築)

延べ床面積 5264.31㎡

利用定数 入所定員100名・通所定員50名

主な設備

設備の種類	設置階	面積(有効)	設置数
4人部屋	各階	743.53 ㎡	21 室
2人部屋	各階	38.22 ㎡	2 室
個室	各階	191.91 ㎡	12 室
食堂	各階	265.42 ㎡	3 箇所
機能訓練室	4 階	109.21 ㎡	1 箇所
一般浴室	各階	101.69 ㎡	3 箇所
機械浴室(特殊浴槽)	4 階	25.23 ㎡	1 箇所
家族介護教室	3 階	33.80 ㎡	1 箇所
はくちょう訪問看護リハビリステーション	併設	23.40 ㎡	1 箇所
滝野川はくちょう高齢者あんしんセンター	併設	19.50 ㎡	1 箇所

6. 職員配置と勤務体制

従業者の職種	員数	勤務体制
施設長(医師)	1 名	(日勤) 9:00~17:30 ※夜間当直医にて24時間体制
看護職	9.5 名以上	(日勤) 8:55~17:35 (夜勤) 16:55~翌9:35
リハビリ職	1 名以上	(日勤) 8:55~17:35
介護職	24 名以上	(早番②) 6:55~15:35 (早番③) 7:55~16:35 (日勤) 8:55~17:35 (遅番①) 10:25~19:05 (遅番②) 11:25~20:05 (夜勤) 16:55~翌9:35
介護支援専門員 支援相談員	各1 名以上	(日勤) 8:55~17:35
管理栄養士	1 名以上	(日勤) 8:55~17:35

7. 施設サービスの概要

【介護保険給付サービス】

種 類	内 容
食 事 栄 養	管理栄養士が作成した献立に基づき、利用者の健康状態及び栄養状態に配慮した食事を朝・昼・夕の3食提供します。 また、利用者の経口摂取の維持・向上を図るため、多職種(医師、管理栄養士、看護職員、リハビリ職員等)が連携し、必要に応じて食事介助や見守りを行い、自立した食事動作の支援に努めます。なお、食費については別途定める料金表によります。 食事時間 朝食 8:00～9:00 ティータイム 10:00～10:30 昼食 12:00～13:00 おやつ 15:00～15:30 夕食 18:00～19:00
栄 養	管理栄養士を配置し、利用者一人ひとりの栄養状態に応じた栄養ケア・マネジメントを実施します。定期的に栄養状態の評価を行い、必要に応じて栄養計画の見直しを行います。
口腔ケア	日常的な口腔ケアを実施するとともに、定期的に口腔内の状態を確認し、異常の早期発見に努めます。また、必要に応じて歯科医師および歯科衛生士と連携し、専門的な助言や口腔管理を受けながら適切なケアを行います。
排 泄	利用者の尊厳を保持し、自立支援の観点から、心身の状態に応じた排せつケアを行います。可能な限りトイレでの排せつが行えるよう支援するとともに、必要に応じて排せつ介助やおむつの使用等、適切な方法により対応します。
入 浴	利用者の清潔保持および心身のリフレッシュを目的として、入浴サービスを提供します。入浴は原則として週2回以上実施し、心身の状態に応じて一般浴、機械浴等の適切な方法により対応します。
機能訓練	利用者の心身機能の維持・向上および日常生活動作の自立支援を目的として機能訓練を実施します。利用者一人ひとりの状態に応じて機能訓練計画を作成し、関節可動域訓練や筋力維持訓練、歩行訓練等を行います。 また、訓練の効果が日常生活に活かされるよう生活場面における動作訓練を行うとともに、必要に応じて機能訓練指導員の指導・助言を受け、看護職員および介護職員等と連携しながら継続的な支援を行います。
健康管理	利用者の状態に異常が認められた場合は、職員が速やかに状況を確認し、必要に応じて応急処置を行うとともに、医師または協力医療機関に連絡し指示を仰ぎ、救急搬送等の適切な対応を行います。
相談援助	利用者およびご家族からの相談に応じ、安心して生活できるよう支援を行います。日常生活やサービス内容に関する相談について随時対応し、利用者およびご家族の意向を尊重しながら、必要に応じて適切な支援や調整を行います。
社会生活上の便宜	必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、レクリエーションや季節行事を企画し実施します。

一日の流れ

6:00～	8:00～	9:00～	10:30～	12:00～	13:00～	15:00～	18:00～	21:00～
起床	朝食	入浴 健康 チェック	レク 体操	昼食	休憩 自由時間	おやつ	夕食	消灯

- ・上記のスケジュールは一例です。体調やご希望に応じて、内容や時間を調整いたします。
- ・医師の指示や体調に応じた対応を行いますので、安心してご利用ください。

8. 利用料

- 1 当施設サービス等を提供した利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。詳細は「料金表」をご参照ください。
- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は身元引受人に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。
- 3 介護老人保健施設サービス開始時、事前に介護保険証などを確認させていただきます。また、内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。

【その他費用】

サービスの種類	内 容
理 髪	予約制にて協力理容師がサービスを提供いたします。
金銭管理	原則、利用者の自己管理となります。

※その他実費分については「料金表」の『その他 自費料金』となります。

【支払方法】

請求方法 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日以降に送付先宛に郵送します。

- お支払方法
- 1 請求月の末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。
 - ・利用者指定口座からの自動振替
 - ・事業所指定口座への振込
 - 2 毎月の利用料金を翌月の 28 日に引落とします。28 日が休日の場合は、翌営業日に引落とします。前日までに入金いただけますようお願いいたします。

領収書の発行 お支払いを確認しましたら領収書を翌月 15 日以降に請求書送付先宛に郵送いたします。医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。

9. 苦情対応・相談窓口

介護老人保健施設サービスの提供について、いつでも苦情・要望・意見を申立てることができます。尚、申立をしたことによる不当な差別待遇を受けるようなことは決してありません。

【介護老人保健施設はくちょう】

曜 日 等	ご 利 用 時 間	担 当 者
月曜日～土曜日	9:00～17:30	支援相談員・事務長
日曜日・祝 日	9:00～17:30	各フロアの職員
ご利用方法	電話または面談、文書及びご意見箱	

【公的機関】

北区役所 介護保険課 事業者支援係	電話番号：03-3908-1119 住所：〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 対応時間：8：30～17：00 （土日祝日及び年末年始は休日）
権利擁護センター あんしん北	電話番号：03-3908-7280 住所：〒114-0021 北区岸町 1-6-17 対応時間：08：30～17：00 （土日祝日及び年末年始は休日）
国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課 介護相談窓口担当	電話番号:03-6238-0177 住所：〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 対応時間:9:00～17:00 （土日祝日及び年末年始は休日）

10. 協力医療機関

下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力病院名	所在地	電話番号
赤羽岩淵病院	北区赤羽2丁目64番13号	03-3901-2221
足立東部病院	足立区梅島2丁目35番16号	03-3880-1221
福寿会病院	足立区梅田7丁目18番12号	03-5681-9055
佐藤病院	荒川区西尾久5丁目7番1号	03-3893-6525
福寿会歯科クリニック	足立区梅島1丁目9番5号	03-5845-8686

11. 非常災害時の対策

防災設備	スプリンクラー	有り	防火扉	有り
	非常階段	2箇所	屋内消火栓	有り
	自動火災報知器	有り	非常通報装置	有り
	誘導灯	有り	非常用電源	有り
	ガス漏れ報知器	有り		

※カーテン・布団等は防災性能付を使用。

非常時の対応:別途定める消防計画に則り対応します。

平常時の訓練:別途定める消防計画に則り年2回避難訓練を実施します。

12. ご利用時の留意事項

面会	面会時間 午前9:00～午後5:00 ※感染状況によって実施方法を変更する場合があります。
外出・外泊	・外出・外泊につきましては随時ご相談可能です。 ・外出・外泊の際は届出用紙の記入が必要になりますので職員にお申し出下さい。 ※感染状況によって実施方法を変更する場合があります。
医療機関への受診	原則的に、入所・短期入所療養介護利用時は他の医療機関への受診はできません。薬の処方などの場合でも同様になります。
急変時の対応等	突発的な急変、事故などが起こった場合、担当医の緊急対応判断が優先し、ご家族への連絡、確認が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 また、受診や入院が必要になった場合は、ご家族の付き添いをお願いしております。
退所について	・利用者の心身の状況や、背信行為又は反社会的行為により、当施設の利用が困難となった場合、やむを得ず利用を終了していただく場合があります。
居室・設備器具のご利用	施設内の居室や設備、器具は本来の使用法にしたがって利用いただくようお願いします。 それに反した利用にて破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
喫煙	・館内は、全面禁煙となります。
迷惑行為	利用者が安全かつ快適に生活できる環境を維持するため、次の行為はご遠慮ください。 ・他の利用者や職員に対する暴言・暴力・威嚇・ハラスメント等の迷惑行為 ・大声や騒音、無断での居室立ち入り等、共同生活の秩序を乱す行為 ・他の利用者の所有物の無断使用や持ち去り、金銭トラブルにつながる行為 ・職員の指示に従わない行為や、故意による設備の破損など、サービス提供を妨げる行為 ・無断外出や火気の不適切使用、飲酒・喫煙ルール違反等、安全確保に支障をきたす行為 上記の行為が認められた場合は、職員による注意・指導を行います。改善が見られない場合や、安全確保が困難と判断される場合には、家族等へ連絡のうえ、サービス内容の見直しや利用契約の解除を行うことがあります。
所持品の管理	・持参した私物の破損及び紛失についての責任は負いかねます。
宗教政治活動	・施設内において他の利用者に対する宗教及び政治活動は禁止します。
動物飼育	・施設内にペットの持込及び飼育は禁止されています。

13. 第三者評価の実施状況

現在は、第三者評価を実施しておりません。

14. 個人情報

1. 利用者及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法令及び関係法令を遵守し、適正に取り扱います。
2. 個人情報を別紙①「個人情報の利用について」に掲げる目的の範囲内で利用します。
3. 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じます。

4. 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とします。
5. 利用者又はその家族は、当施設が保有する自己に関する個人情報について、開示、訂正、追加又は削除を求めることができます。

15. 身体拘束について

1. 利用者の身体的拘束その他行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)については、利用者の尊厳の保持及び人権の尊重の観点から、原則としてこれを行いません。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合であって、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、身体拘束等を行うことがあります。
 - (1) 切迫性があること
 - (2) 非代替性があること
 - (3) 一時性であること
3. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、事前又は緊急時には事後速やかに家族等へ説明し同意を得ます。また、身体拘束等の実施にあたっては、その必要性について定期的に検討及び見直しを行い、早期解除に努めます。
4. 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催
 - (2) 職員に対する研修の実施
 - (3) 身体拘束等の適正化に関する指針の整備

16. 虐待の防止について

1. 利用者の人権の擁護及び虐待の発生又はその再発の防止を図るため、関係法令に基づき必要な体制の整備を行います。
2. 虐待の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
 - (2) 職員に対する虐待防止のための研修の実施
 - (3) 虐待防止に関する責任者の設置
 - (4) その他虐待の防止のために必要な措置
3. サービス提供中に職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報します。

17. ハラスメント防止に関する方針

1. 当施設では、利用者及びご家族に安心してサービスをご利用いただくとともに、職員が安全かつ適切に業務を行うことができる環境を維持するため、ハラスメント防止に取り組んでおります。
2. 利用者、ご家族等から職員に対する暴力、暴言、威圧的な言動、誹謗中傷、セクシュアルハラスメント、不合理な要求等の迷惑行為により、サービス提供の継続が困難となった場合には、施設として状況を確認のうえ、改善の申し入れを行います。なお、改善が認められない場合や、職員及び他の利用者の安全確保が困難と判断される場合には、サービス提供の中止や契約解除等の対応を行うことがあります。利用者及びご家族の皆様には、円滑なサービス提供と安全な施設運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

18. 業務継続計画等について

感染症や自然災害等が発生した場合においても、利用者に必要な介護サービスを継続的に提供できるよう、「業務継続計画(BCP)」を策定し、定期的な見直しを行っております。

また、平時より委員会を定期的に開催し、以下の取り組みについて実施しています。

- ・感染症対策に関する指針の整備と研修・訓練の実施
- ・災害発生時を想定した避難訓練の実施
- ・必要物資(食料・衛生用品等)の備蓄
- ・緊急連絡体制の整備
- ・関係機関との連携体制の構築

感染症や災害発生時には、利用者の安全確保を最優先とし、関係機関と連携のうえ、必要な対応を行います。

入所療養介護

(介護予防) 短期入所療養介護

契約書

様（以下、「利用者」といいます）と医療法人社団福寿会 介護老人保健施設はくちょう（以下、「事業者」といいます）が利用者に対して行う「施設入所」「短期入所療養介護」「介護予防短期入所療養介護」等について、次のとおり契約します。

(本契約の目的及び内容)

第1条 事業者は、介護保険法その他関係法令及び本契約に従い、利用者に対し可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる「施設入所」「短期入所療養介護」「介護予防短期入所療養介護」を提供します。

※サービス内容の詳細は、前述の「重要事項説明書」に記載するとおりとし、前述の「重要事項説明書」は、本契約の内容を補完するものとし、本契約と一体として効力を有します。

(適用期間)

第2条 この契約の締結をもって効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ます。

利用者は、前項に定める事項の他、本重要事項説明書、契約書に改定が行われない限り、本契約をもって、継続して利用することができます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいう。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本契約上当事業者に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、事業者は祭祀主宰者に引き取りを依頼することができる。

4 身元引受人の請求があったときは、事業者は身元引受人に対し、事業者に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(個別サービス計画等)

第4条 利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の個別サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに個別サービス計画を作成し、これに従って計画的にサービス

提供します。個別サービス計画を作成した場合は、利用者若しくは身元引受人に説明・同意のうえ提出します。

- 2 利用者若しくは身元引受人がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が個別サービス計画(ケアプラン)の範囲内で可能なときは、速やかに個別サービス計画の変更等の対応を行います。
- 3 利用者若しくは身元引受人が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援専門員への連絡調整等の援助を行います。

(記録)

第5条 利用者の介護老人保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、利用終了後5年間保管します。

- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人及びその他の者に対しては利用者の承諾のもと、その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(利用者からの解除)

第6条 利用者は、事業者に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約書に基づくサービス利用を解除・終了することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

- 2 身元引受人も前項と同様に利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用を解除する場合、退所希望日のおおよそ7日前に連絡をいただき、事業者は必要に応じ速やかに居宅サービス計画作成者に連絡します。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第7条 事業者は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 事業者において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業者での適切な介護老人保健施設サービス提供の範囲を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- 2 利用者が病院に入院(死亡)又は他施設に入所した場合、本契約に基づく入所利用は終了する。

(利用料金)

第8条 利用者及び身元引受人は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく介護老人保健施設サービスの対価として、別紙料金表をもとに計算された金額を支払う義務があります。但し、社会的情勢あるいは利用者の経済状態等に変動があった場合、利用料金を変更することがあります。

- 2 利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日以降に発行し、所定の方法により送付します。利用者及び身元引受人は、連帯して事業者に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 介護保険負担限度額認定証の提示がない場合は、居住費及び食費の減額は受けられません。

(損害賠償)

第9条 サービスの提供に伴う事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して損害を賠償いたします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して事業者に対しその損害を賠償します。
- 3 事業者は、必要に応じて損害賠償責任保険に加入する等、損害賠償に備えるものとし、本契約に関して生じた紛争については、事業者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供により事故が発生した場合、事業者は利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項の他、事業者は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(身体拘束等)

第11条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、拘束・制限等の行為を行った医師あるいは看護職員、看護職員等の担当者が、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(虐待の防止等)

第12条 利用者の人権の擁護及び虐待の発生又はその再発の防止を図るため、関係法令を遵守し、適切な措置を講じます。また、研修等を通じて職員の人権意識の向上や知識及び技術の向上に努めます。

- 2 サービス提供中に職員又は養護者による虐待を受けたと疑われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村その他関係機関に通報し、必要な措置を講じます。

(感染予防等)

第13条 感染症及び食中毒の発生並びにまん延を防止するため、関係法令に基づき、措置を講じます。

- 2 感染症又は食中毒が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、関係機関への報告等、適切に対応いたします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第14条 職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び身元引受人若しくはその家族に関する個人情報の利用目的を別紙①「個人情報の利用について」のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業者は、感染症予防及び感染発生時の対応として、感染症予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染症発生の防止のための委員会、職員に対する研修、及び発生時の訓練を定期的に行います。

2 事業者は、非常災害対策の対応として、大地震等の自然災害、感染症のまん延等あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できる計画を策定し、研修の実施及び訓練を定期的に行います。

(要望・苦情対応)

第16条 利用者及び身元引受人は提供されたサービスに対し要望、苦情がある場合には、担当支援相談員にいつでも苦情を申し立てることができます。又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置するご意見箱に投函して申し出ることができます。

2 苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(契約外条項等)

第17条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

附則

平成 24 年 4 月 1 日改定・平成 25 年 4 月 1 日改定・平成 27 年 4 月 1 日改定・平成 27 年 6 月 1 日改定・平成 27 年 10 月 1 日改定・平成 27 年 12 月 1 日改定・平成 28 年 4 月 1 日改定・平成 30 年 4 月 1 日改定・平成 31 年 4 月 1 日改定・令和元年 10 月 1 日改定・令和 3 年 4 月 1 日改定・令和 4 年 4 月 1 日改定・令和 4 年 10 月 1 日改定・令和 5 年 5 月 1 日改定・令和 6 年 4 月 1 日改定・令和 6 年 8 月 1 日改定・令和 7 年 1 月 1 日改定・令和 7 年 11 月 1 日改定・令和 8 年 6 月 1 日改定

個人情報の利用について

介護老人保健施設はくちょうでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用期間】

施設入所サービス・(介護予防)短期入所療養介護サービス契約書第2条による契約期間と同じ。

【利用目的】

- ① 介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づいて指定居宅サービス等を円滑に実施するため、サービス担当者会議等において必要な場合
- ② 介護報酬請求のための国民健康保険団体連合会への提供と当施設の行う管理運営業務(会計・経理・事故、苦情報告・サービスの質の向上等)
- ③ 利用者の利用されている、または希望している他の医療機関・介護機関との連携
- ④ 利用者の容態の変化にともない緊急連絡を要する場合
- ⑤ 事故発生時の検証と再発防止を目的とした、当施設内に設置している見守りカメラ画像
- ⑥ 政府機関等、法令に基づく照会確認
- ⑦ 当施設において行われる学生の実習への協力
- ⑧ 当施設でのクラブ活動等の作品展示の名札
- ⑨ 行政機関・介護関係事業者間等の研修会、研修会等への発表の資料
- ⑩ 賠償責任保険等に関わる専門機関、保険会社への届出、相談

【個人情報の内容】

- ① 氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、家族状況等施設サービスを行うために、最低限必要な利用者及び身元引受人に関する情報
- ② 介護保険被保険者証記載事項、アセスメント(課題評価)書類、サービス提供票、主治医意見書、診断書、その他必要とする書類

【使用する条件】

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に開示される事がないうよう細心の注意を払うこと
- ② 個人情報を使用した会議、関係者、内容等の経過を記録しておくこと
- ③ 場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることができます

入所療養介護 (介護予防) 短期入所療養介護

同意書

介護老人保健施設はくちょうのサービス提供開始にあたり、重要事項説明書・契約書・個人情報取り扱い・利用料について説明を受け、これを理解し、同意のうえ、本契約を締結します。

この説明と取り扱いは、 ____年 ____月 ____日に
____が行いました。(姓名記載)

____年 ____月 ____日

【利用者】

住 所	〒	請求書 送付先
氏 名		☐

【身元引受人①】

住 所	〒	請求書 送付先
氏 名	続柄 _____	☐
連絡先		

【身元引受人②】

住 所	〒	請求書 送付先
氏 名	続柄 _____	☐
連絡先		

事業者	事業所
住所: 東京都足立区梅田七丁目32番6号 事業者名: 医療法人社団福寿会 代表者名: 理事長 福岡 靖介	住所: 東京都北区田端三丁目18番24号 事業所名: 介護老人保健施設はくちょう 代表者名: 施設長 浦上 高弘



医療法人社団 福寿会

介護老人保健施設はくちょう 料金表【施設入所】

単位(円)

	介護度	負担割合	負担額	負担 限度額	食費	居住費	室料差額	小計(1日) 1割負担	小計(1日) 2割負担	小計(1日) 3割負担	合計(30日) 1割負担	合計(30日) 2割負担	合計(30日) 3割負担
4 人 部 屋	要介護 1	1割	950	第1段階 第2段階	300 390	0 430	2,625	1,250 1,770			37,500 53,100		
		2割	1,899	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	430 690		2,030 2,740			60,900 82,200		
								3,940			118,200		
		3割	2,848	2,300	690	4,889		5,838			146,670		
	要介護 2	1割	1,033	第1段階 第2段階	300 390	430		1,333 1,853			39,990 55,590		
		2割	2,065	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	430 690		2,113 2,823			63,390 84,690		
								4,023			120,690		
		3割	3,097	2,300	690	5,055		6,087			151,650		
	要介護 3	1割	1,106	第1段階 第2段階	300 390	430		1,406 1,926			42,180 57,780		
		2割	2,211	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	430 690		2,186 2,896			65,580 86,880		
								4,096			122,880		
		3割	3,316	2,300	690	5,201		6,306			156,030		
	要介護 4	1割	1,169	第1段階 第2段階	300 390	430		1,469 1,989			44,070 59,670		
		2割	2,337	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	430 690		2,249 2,959			67,470 88,770		
								4,159			124,770		
3割		3,506	2,300	690	5,327	6,496	159,810	194,880					
要介護 5	1割	1,227	第1段階 第2段階	300 390	430	1,527 2,047			45,810 61,410				
	2割	2,453	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	430 690	2,307 3,017			69,210 90,510				
						4,217			126,510				
	3割	3,679	2,300	690	5,443	6,669			163,290			200,070	
2 人 部 屋	要介護 1	1割	950	第1段階 第2段階	300 390	430	2,625	3,875 4,395			116,250 131,850		
		2割	1,899	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	430 690		4,655 5,365			139,650 160,950		
								6,565			196,950		
		3割	2,848	2,300	690	7,514		8,463			225,420		
	要介護 2	1割	1,033	第1段階 第2段階	300 390	430		3,958 4,478			118,740 134,340		
		2割	2,065	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	430 690		4,738 5,448			142,140 163,440		
								6,648			199,440		
		3割	3,097	2,300	690	7,680		8,712			230,400		
	要介護 3	1割	1,106	第1段階 第2段階	300 390	430		4,031 4,551			120,930 136,530		
		2割	2,211	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	430 690		4,811 5,521			144,330 165,630		
								6,721			201,630		
		3割	3,316	2,300	690	7,826		8,931			234,780		
	要介護 4	1割	1,169	第1段階 第2段階	300 390	430		4,094 4,614			122,820 138,420		
		2割	2,337	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	430 690		4,874 5,584			146,220 167,520		
								6,784			203,520		
3割		3,506	2,300	690	7,952	9,121	238,560	273,630					
要介護 5	1割	1,227	第1段階 第2段階	300 390	430	4,152 4,672			124,560 140,160				
	2割	2,453	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	430 690	4,932 5,642			147,960 169,260				
						6,842			205,260				
	3割	3,679	2,300	690	8,068	9,294			242,040			278,820	
個 室	要介護 1	1割	859	第1段階 第2段階	300 390	550 550	5,250	6,959 7,049			208,770 211,470		
		2割	1,718	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	1,370 1,640		8,129 8,839			243,870 265,170		
								10,049			301,470		
		3割	2,577	2,300	1,640	10,908		11,767			327,240		
	要介護 2	1割	941	第1段階 第2段階	300 390	550 550		7,041 7,131			211,230 213,930		
		2割	1,882	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	1,370 1,640		8,211 8,921			246,330 267,630		
								10,131			303,930		
		3割	2,822	2,300	1,640	11,072		12,012			332,160		
	要介護 3	1割	1,012	第1段階 第2段階	300 390	550 550		7,112 7,202			213,360 216,060		
		2割	2,023	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	1,370 1,640		8,282 8,992			248,460 269,760		
								10,202			306,060		
		3割	3,035	2,300	1,640	11,213		12,225			336,390		
	要介護 4	1割	1,074	第1段階 第2段階	300 390	550 550		7,174 7,264			215,220 217,920		
		2割	2,148	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	1,370 1,640		8,344 9,054			250,320 271,620		
								10,264			307,920		
3割		3,221	2,300	1,640	11,338	12,411	340,140	372,330					
要介護 5	1割	1,134	第1段階 第2段階	300 390	550 550	7,234 7,324			217,020 219,720				
	2割	2,268	第3段階① 第4段階	1,360 2,300	1,370 1,640	8,404 9,114			252,120 273,420				
						10,324			309,720				
	3割	3,401	2,300	1,640	11,458	12,591			343,740			377,730	

令和8年6月1日改定

医療法人社団福寿会

介護老人保健施設はくちょう 料金表【施設入所加算表】

1. 共通加算(当施設に入所される方に共通して算定させていただく加算)

表記は円

☒ 夜勤職員配置加算／日	27	☐ 生産性向上推進体制加算Ⅰ／月	109
☐ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ／日	56	☒ 生産性向上推進体制加算Ⅱ／月	11
☒ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ／日	56	☒ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ／月	11
☒ サービス提供体制強化加算Ⅰ／日	24	☒ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ／月	6
☐ サービス提供体制強化加算Ⅱ／日	20	☒ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ／月	58
☐ サービス提供体制強化加算Ⅲ／日	7	☐ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ／月	36
☒ 栄養マネジメント強化加算／日	12	☐ 口腔衛生管理加算Ⅰ／月	99
☒ 安全対策体制加算(入所中1回)	22	☒ 口腔衛生管理加算Ⅱ／月	120
☒ 協力医療機関連携加算(1)／月	55	☒ 科学的介護推進体制加算Ⅰ／月	44
☐ 協力医療機関連携加算(2)／月	6	☐ 科学的介護推進体制加算Ⅱ／月	66
☒ 介護職員処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×97／1,000		

2. 個別加算(入所された方の身体状況により算定が異なる加算)

表記は円

☐ 初期加算Ⅰ／30日	66	☐ 療養食加算／1食	7
☐ 初期加算Ⅱ／30日	33	☐ 経口移行加算／日(180日以内)	31
☐ 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ／日	282	☐ 経口維持加算Ⅰ／月	436
☐ 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ／日	218	☐ 経口維持加算Ⅱ／月	109
☐ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	262	☐ ターミナルケア加算 31～45日前／日	79
☐ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	131	☐ ターミナルケア加算 4～30日前／日	175
☐ 所定疾患施設療養費Ⅰ／日	261	☐ ターミナルケア加算 2～3日前／日	992
☐ 所定疾患施設療養費Ⅱ／日	524	☐ ターミナルケア加算 当日	2,071
☐ 緊急時治療管理／日	565	☐ 入所前連携加算Ⅰ／回	654
☐ 認知症専門ケア加算Ⅰ／日	4	☐ 入所前連携加算Ⅱ／回	436
☐ 認知症専門ケア加算Ⅱ／日	5	☐ 入所前後訪問指導加算Ⅰ／回	491
☐ 認知症チームケア推進加算Ⅰ／月	164	☐ 入所前後訪問指導加算Ⅱ／回	524
☐ 認知症チームケア推進加算Ⅱ／月	131	☐ 退所時情報提供加算Ⅰ／回	545
☐ 排せつ支援加算Ⅰ／月	11	☐ 退所時情報提供加算Ⅱ／回	273
☐ 排せつ支援加算Ⅱ／月	17	☐ 訪問看護指示加算／回	327
☐ 排せつ支援加算Ⅲ／月	22	☐ 外泊時費用	395
☐ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ／月	4	☐ 外泊時費用(在宅サービス利用)	872
☐ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ／月	15	☐	

※加算料金の金額は、1割負担者の金額となります。2割負担者の方は、1割負担金額に×2

3割負担者の方は×3にて算出いたします。



	介護度	負担割合	負担額	負担 限度額	食費	居住費	室料差額	小計(1日) 1割負担	小計(1日) 2割負担	小計(1日) 3割負担
4 人 部 屋	要介護 1	1割	984	第1段階	300	0	2,625	1,284		
				第2段階	600	430		2,014		
				第3段階①	1,000	430		2,414		
				第3段階②	1,300	430		2,714		
	要介護 2	2割	1,967	第4段階	2,300	690		3,974	4,957	
		3割	2,950		2,300	690				5,940
		1割	1,068	第1段階	300	0		1,368		
				第2段階	600	430		2,098		
				第3段階①	1,000	430		2,498		
		2割	2,135	第3段階②	1,300	430		2,798		
		3割	3,202	第4段階	2,300	690		4,058	5,125	
					2,300	690				6,192
	要介護 3	1割	1,138	第1段階	300	0		1,438		
				第2段階	600	430		2,168		
				第3段階①	1,000	430		2,568		
		2割	2,276	第3段階②	1,300	430		2,868		
		3割	3,414	第4段階	2,300	690		4,128	5,266	
					2,300	690				6,404
	要介護 4	1割	1,202	第1段階	300	0		1,502		
				第2段階	600	430		2,232		
				第3段階①	1,000	430		2,632		
		2割	2,403	第3段階②	1,300	430		2,932		
		3割	3,604	第4段階	2,300	690		4,192	5,393	
					2,300	690				6,594
	要介護 5	1割	1,266	第1段階	300	0		1,566		
				第2段階	600	430		2,296		
				第3段階①	1,000	430		2,696		
		2割	2,531	第3段階②	1,300	430		2,996		
		3割	3,797	第4段階	2,300	690		4,256	5,521	
					2,300	690				6,787
2 人 部 屋	要介護 1	1割	984	第1段階	300	0	2,625	3,909		
				第2段階	600	430		4,639		
				第3段階①	1,000	430		5,039		
		2割	1,967	第3段階②	1,300	430		5,339		
		3割	2,950	第4段階	2,300	690		6,599	7,582	
					2,300	690				8,565
	要介護 2	1割	1,068	第1段階	300	0		3,993		
				第2段階	600	430		4,723		
				第3段階①	1,000	430		5,123		
		2割	2,135	第3段階②	1,300	430		5,423		
		3割	3,202	第4段階	2,300	690		6,683	7,750	
					2,300	690				8,817
	要介護 3	1割	1,138	第1段階	300	0		4,063		
				第2段階	600	430		4,793		
				第3段階①	1,000	430		5,193		
		2割	2,276	第3段階②	1,300	430		5,493		
		3割	3,414	第4段階	2,300	690		6,753	7,891	
					2,300	690				9,029
	要介護 4	1割	1,202	第1段階	300	0		4,127		
				第2段階	600	430		4,857		
				第3段階①	1,000	430		5,257		
		2割	2,403	第3段階②	1,300	430		5,557		
		3割	3,604	第4段階	2,300	690		6,817	8,018	
					2,300	690				9,219
	要介護 5	1割	1,266	第1段階	300	0		4,191		
				第2段階	600	430		4,921		
				第3段階①	1,000	430		5,321		
		2割	2,531	第3段階②	1,300	430		5,621		
		3割	3,797	第4段階	2,300	690		6,881	8,146	
					2,300	690				9,412
個 室	要介護 1	1割	893	第1段階	300	550	5,250	6,993		
				第2段階	600	550		7,293		
				第3段階①	1,000	1,370		8,513		
		2割	1,786	第3段階②	1,300	1,370		8,813		
		3割	2,679	第4段階	2,300	1,640		10,083	10,976	
					2,300	1,640				11,869
	要介護 2	1割	974	第1段階	300	550		7,074		
				第2段階	600	550		7,374		
				第3段階①	1,000	1,370		8,594		
		2割	1,947	第3段階②	1,300	1,370		8,894		
		3割	2,920	第4段階	2,300	1,640		10,164	11,137	
					2,300	1,640				12,110
	要介護 3	1割	1,045	第1段階	300	550		7,145		
				第2段階	600	550		7,445		
				第3段階①	1,000	1,370		8,665		
		2割	2,089	第3段階②	1,300	1,370		8,965		
		3割	3,133	第4段階	2,300	1,640		10,235	11,279	
					2,300	1,640				12,323
	要介護 4	1割	1,109	第1段階	300	550		7,209		
				第2段階	600	550		7,509		
				第3段階①	1,000	1,370		8,729		
		2割	2,217	第3段階②	1,300	1,370		9,029		
		3割	3,326	第4段階	2,300	1,640		10,299	11,407	
					2,300	1,640				12,516
	要介護 5	1割	1,171	第1段階	300	550		7,271		
				第2段階	600	550		7,571		
				第3段階①	1,000	1,370		8,791		
		2割	2,342	第3段階②	1,300	1,370		9,091		
		3割	3,512	第4段階	2,300	1,640		10,361	11,532	
					2,300	1,640				12,702



医療法人社団 福寿会

介護老人保健施設はくちょう料金表【介護予防短期入所療養介護】

単位(円)

	介護度	負担割合	負担額	負担 限度額	食費	居住費	室料差額	小計(1日) 1割負担	小計(1日) 2割負担	小計(1日) 3割負担
4 人 部 屋	要支援 1	1割	733	第1段階	300	0		1,033		
				第2段階	600	430		1,763		
		2割	1,465	第3段階①	1,000	430		2,163	4,455	5,188
				第3段階②	1,300	430		2,463		
				第4段階	2,300	690		3,723		
					2,300	690				
	要支援 2	1割	909	第1段階	300	0		1,209		
				第2段階	600	430		1,939		
		2割	1,818	第3段階①	1,000	430		2,339	4,808	5,717
				第3段階②	1,300	430		2,639		
				第4段階	2,300	690		3,899		
					2,300	690				
2 人 部 屋	要支援 1	1割	733	第1段階	300	0	2,625	3,658		
				第2段階	600	430		4,388		
		2割	1,465	第3段階①	1,000	430		4,788	7,080	7,813
				第3段階②	1,300	430		5,088		
				第4段階	2,300	690		6,348		
					2,300	690				
	要支援 2	1割	909	第1段階	300	0		3,834		
				第2段階	600	430		4,564		
		2割	1,818	第3段階①	1,000	430		4,964	7,433	8,342
				第3段階②	1,300	430		5,264		
				第4段階	2,300	690		6,524		
					2,300	690				
個 室	要支援 1	1割	689	第1段階	300	550	5,250	6,789		
				第2段階	600	550		7,089		
		2割	1,378	第3段階①	1,000	1,370		8,309	10,568	11,257
				第3段階②	1,300	1,370		8,609		
				第4段階	2,300	1,640		9,879		
					2,300	1,640				
	要支援 2	1割	848	第1段階	300	550		6,948		
				第2段階	600	550		7,248		
		2割	1,696	第3段階①	1,000	1,370		8,468	10,886	11,734
				第3段階②	1,300	1,370		8,768		
				第4段階	2,300	1,640		10,038		
					2,300	1,640				

令和8年6月1日改定

医療法人社団福寿会

介護老人保健施設はくちょう 料金表【(介護予防)短期入所療養介護 加算表】

1. 共通加算(当施設に入所される方に共通して算定させていただく加算)

表記は円

☒ 夜勤職員配置加算／日	27	☒ サービス提供体制強化加算Ⅰ／日	24
☐ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ／日	56	☐ サービス提供体制強化加算Ⅱ／日	20
☒ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ／日	56	☐ サービス提供体制強化加算Ⅲ／日	7
☐ 生産性向上推進体制加算Ⅰ／月	109	☐	
☒ 生産性向上推進体制加算Ⅱ／月	11	☐	
☒ 介護職員処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数×97／1,000		

2. 個別加算(入所された方の身体状況により算定が異なる加算)

表記は円

☐ 個別リハビリテーション実施加算／日	262	☐ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)／日	4
☐ 送迎加算／片道	201	☐ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)／日	5
☐ 緊急時治療管理／日	565	☐ 認知症行動心理症状緊急対応加算／日	218
☐ 療養食加算／回	9	☐ 若年性認知症利用者受入加算／日	131
☐ 重度療養管理加算／日	131	☐ 認知症ケア加算／日	83
☐ 緊急短期入所受入対応加算／日	99	☐ 口腔連携強化加算／回	55
☐ 総合医学管理加算／日	300	☐	

※加算料金の金額は、1割負担者の金額となります。2割負担者の方は、1割負担金額に×2

3割負担者の方は×3にて算出いたします。



医療法人社団 福寿会

介護老人保健施設はくちょう 料金表 【自費料金】

その他 自費料金		
料金項目	金額	内容
理美容料 ※各種希望に応じて実施	2,760	カット(シャンプー無)/回
	3,860	カット(シャンプー有)/回
	6,620	パーマコース/回
	6,620	カラーコース/回
	12,130	パーマカラー/回
	5,510	カラーのみ/回
	1,600	シャンプーのみ/回
	5,510	パーマのみ/回
	820	顔そり(男性)/回
	1,100	顔そりメイク(女性)/回
私物洗濯料	180.4	業者委託 希望に応じて実施/日額 ※委託業者からの提供・請求になります
日用品費(Aプラン)	748	セット内容:室内着(S/M/L)ボックスティッシュ・フェイスタオル・大判タオル・歯ブラシ・歯磨き粉・コップ・入れ歯ケース・入歯洗浄剤・口腔ティッシュ・保湿剤/日額 ※委託業者からの提供・請求になります
日用品費(Bプラン)	473	セット内容:ボックスティッシュ・フェイスタオル・大判タオル・歯ブラシ・歯磨き粉・コップ・入れ歯ケース・入歯洗浄剤・口腔ティッシュ・保湿剤/日額 ※委託業者からの提供・請求になります
貴重品預かり事務手数料	550	貴重品を事務金庫へ預けた際/月額
証明書等発行手数料	550	領収書再発行料/1通
	1,650	入所証明書/1通
	1,650	傷病手当申請書/1通
	3,300	診療情報提供書/1通
	3,300	健康診断書/1通
	3,300	訪問リハビリテーション指示書/1通
	5,500	保険会社提出用書類/1通
	5,500	障害状態確認書/1通
	7,700	診断書(成年後見人用)/1通
	7,700	厚生年金診断書/1通
	11,000	死亡診断書/1通

令和8年6月1日改定

■料金は、現時点のものであり、今後の介護報酬の改定等により変動することがあります。

■実際の清算時には、端数処理等により若干の金額の違いが生じる場合がありますのでご了承ください。